

岩手県告示第 247 号

岩手県県民生活安定緊急対策本部設置要綱（昭和 48 年岩手県告示第 1723 号）の一部を次のように改正し、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

平成 20 年 3 月 28 日

岩手県知事 達 増 拓 也

| 改正前 | 改正後 |
|---|---|
| <p>(組織)</p> <p>第 3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 部員は、企画理事、<u>総合政策室長</u>、地域振興部長、環境生活部長、保健福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、<u>県土整備部長</u>、<u>総務部長</u>及び会計管理者をもって充てる。</p> | <p>(組織)</p> <p>第 3 [略]</p> <p>2 [略]</p> <p>3 部員は、企画理事、<u>総合政策部長</u>、地域振興部長、環境生活部長、保健福祉部長、商工労働観光部長、農林水産部長、<u>県土整備部長</u>、<u>総務部長</u>及び会計管理者をもって充てる。</p> |
| <p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p> | |